

1. 就学奨励費とは

教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、特別支援学校又は小学校若しくは中学校の特別支援学級への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校又は特別支援学級へ就学する幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校又は特別支援学級への就学のため必要な経費について、国がその経費の一部を負担、補助又は交付することとし、もって、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的としている。

2. 支弁区分の決定

就学奨励費は、児童・生徒の世帯の人員構成や収入の状況に応じて決定された支弁区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ段階）に基づいて支給されます。

この支弁区分は、保護者の方から学校へ提出していただく「収入額・需要額調書」により、県教育委員会において内容審査を行い決定します。

ご家族の収入状況調査は、別紙「承諾書」の提出により、学校から県内市役所等に所得証明書の発行を依頼します。

（県外居住者については、各個人で所得証明書を取っていただく場合があります。）

なお、所得証明書は特別支援教育就学奨励費の区分決定の資料としてのみ使用します。

○支弁区分には次の3段階があります。

第Ⅰ段階	（収入額÷需要額＝1.5倍未満）	支給経費の全額支給
第Ⅱ段階	（収入額÷需要額＝1.5倍以上2.5倍未満）	支給経費の半額支給
第Ⅲ段階	（収入額÷需要額＝2.5倍以上）	該当する支給経費のみ

※収入額とは 世帯の前年中の総収入額から必要経費（給与収入のみならば給与所得控除額）、社会保険料、生命保険料及び地震保険料を差し引いて12月で割り障害者加算控除額を差し引いたものをいいます。

※需要額とは 厚生労働省で定めた生活保護基準の基準生活費、住居費及び教育扶助費をいいます。

3. 支給方法

各学期ごとに計算した経費を、提出していただいた口座振替依頼書に基づき、各学期終了後ご指定の金融機関へ振り込みます。